

# 老朽危険空家の除却費用の一部を補助します 「今治市老朽危険空家除却事業」

老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりのため、老朽危険空家の除却費用の一部を補助します。

## 補助の対象となる空き家

市内の空き家で次の要件を全て満たす住宅

- 構造の腐朽または破損が著しく危険であるもの（木造又は鉄骨造）
  - 複数の建物が建っている道路に面しているもの
  - 倒壊した場合に道路に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ※併用住宅の場合は、居住部分が過半以上のもの

## 申込みできる方

老朽危険空家の所有者及び所有者の相続人など

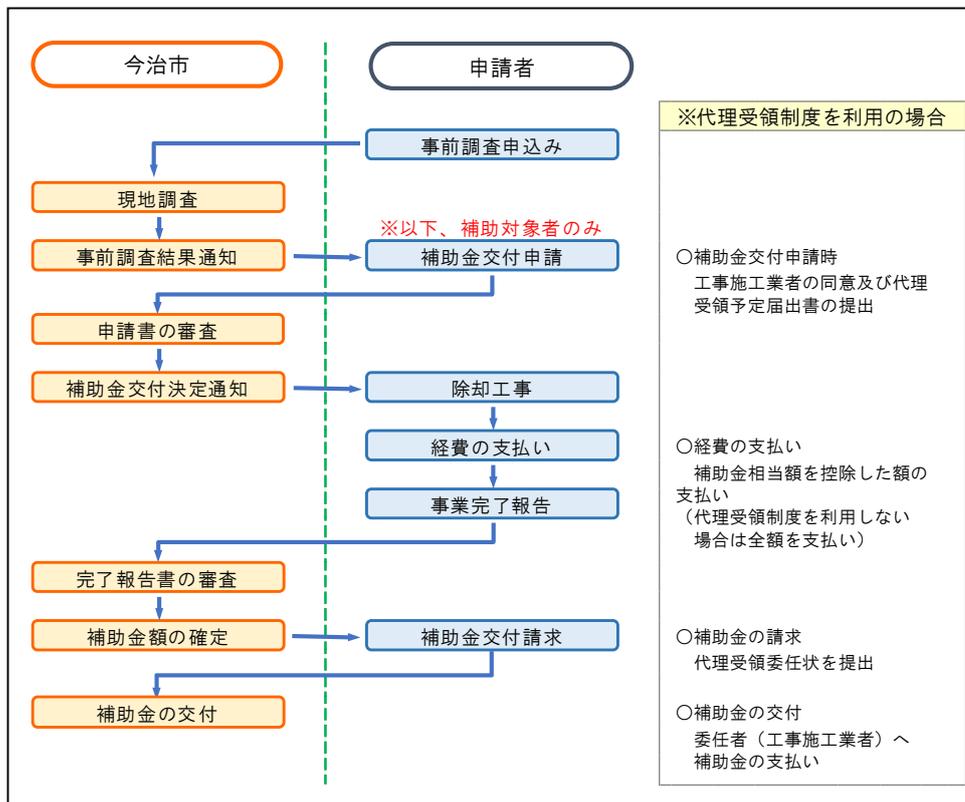
## 補助の対象となる工事

市内の業者が施工する老朽危険空家の除却工事  
（家財道具などの処分費用は対象となりません）

## 補助金額

補助対象経費の5分の4以内で、限度額80万円（千円未満切捨て）  
※消費税及び地方消費税の額は除きます。

## 補助事業の流れ



## 事前調査申込みのご案内

補助を受けようとする建物が補助対象要件を満たしているか現地確認を行いますので、補助を受けようとする方は、期間内に事前調査申込みの手続きをしてください。

**事前調査の結果は、6月下旬から7月中旬頃を目処に書面で申込者へ通知します。**

## 申込期間

**令和8年4月13日（月）から5月29日（金）まで**

持参の場合は執務時間中（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）

**郵送の場合は必着**

## 必要書類

- ・ 事前調査申込書（都市政策課のホームページからダウンロードできます）
- ・ 誓約書（都市政策課のホームページからダウンロードできます）
- ・ 補助対象空家の所有状況の分かる書類（固定資産税課税明細書の写し、固定資産記載事項証明書等）
- ・ 付近見取図（地図）及び現況写真 ※現地を特定できるもの

## 注意事項

- ・ 募集枠を超えた場合には、不良度等により優先順位付けを行います。
- ・ 補助対象となった場合には、特別の事情がない限り除却工事をしていただきます。
- ・ 補助金交付申請にあたっては利害関係者（共有者や相続人等）の同意が必要です。
- ・ 補助金交付決定通知よりも前に契約（工事着手）した場合には、補助金の交付ができません。
- ・ 令和9年2月末までに事業完了報告ができない場合には、補助金の交付ができないことがあります。
- ・ 建築物を除却することにより、固定資産税（土地）の住宅用地特例が適用されなくなる場合があります。

詳しくは今治市都市政策課ホームページでご確認ください。

### 申込・問合せ先

今治市 建設部 都市政策局 都市政策課  
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1  
電話番号 0898-36-1550  
メール tosisei@imabari-city.jp